

よくあるご質問（申請について）

令和3年9月2日

【1 申請について】

- Q 1-1. 自分が協力金の対象となるか分からないのですが。
- Q 1-2. 申請書類はどこで手に入れますか？
- Q 1-3. 協力金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？
- Q 1-4. 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

【2 「様式1 協力金申請書」について】

- Q 2-1. 「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？
- Q 2-2. 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？
- Q 2-3. 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？
- Q 2-4. 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？
- Q 2-5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

【3 「様式2 誓約書」について】

- Q 3-1. 誓約書は押印が必要ですか？

【4 添付書類について】

- Q 4-1. (1) ②外景及び内景の写真とは、具体的にどのようなものですか？
- Q 4-2. (1) ②店舗や事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真は、現像する必要がありますか？
- Q 4-3. (1) ③申請する店舗ごとに必要な許可等を取得していることがわかる書類とはどのようなものですか？
- Q 4-4. (1) ④本人確認書類として住民票を添付したいのですが、発行日などに留意点がありますか？
- Q 4-5. (1) ④本人確認書類の添付は1点でよいですか？
- Q 4-6. (2) 店舗の飲食店部門の売上高（税抜）がわかる書類とは具体的にどのようなものですか？
- Q 4-7. (3) 営業時間の時短要請に応じた状況がわかる書類とはどのようなものですか？
- Q 4-8. (4) 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？
- Q 4-9. 当座預金を使用しており、通帳がない場合、どのような資料を添付すればよいですか？

【5 その他】

- Q5-1. 協力金（第3次）で提出が求められている書類と、前回協力金を申請した際に提出した書類で同一のものがある場合、前回提出済の書類については、今回の提出は不要ですか？
- Q5-2. 申請書チェックリストは提出が必要ですか？
- Q5-3. 協力金の支給を受けた場合、課税対象になりますか？

【1 申請について】

Q 1-1. 自分が協力金の対象となるか分からないのですが。

A. 申請受付要項をご覧ください。

なお、協力金に関する問合せは、以下のコールセンターで受付しております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等はありません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-8903 受付時間：午前9時～午後5時

Q 1-2. 申請書類はどこで手に入れますか？

A. 富山県ホームページからダウンロードできるほか、厚生センターや各市町村、商工団体等での配付を予定しています。

Q 1-3. 協力金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。令和3年10月29日（金）までに申請いただければ協力金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

郵送の場合：10月29日（金）当日消印有効

オンライン申請の場合：10月29日（金）23時59分までに送信してください。

Q 1-4. 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は受付しません。

【2 「様式1 協力金申請書」について】

Q2-1. 「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？

A. 自宅の住所を記載してください。

Q2-2. 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？

A. 法人番号は、国税庁のサイトで検索できます。

(法人番号公表サイト) <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

Q2-3. 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？

A. 金融機関コードや支店コードは、通帳や金融機関ホームページ等で確認することができます。なお、不明な場合は、空白でも構いません。

Q2-4. 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？

A. いずれか一方のみ記載で構いませんが、提出書類に不備があった場合等に連絡することがあるので、連絡をとれる番号を記載してください。

Q2-5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

【3 「様式2 誓約書」について】

Q3-1. 誓約書は押印が必要ですか？

- A. いいえ、必要ありません。ただし、必ず様式2をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある申請者氏名欄は、必ず自署でお願いします（ゴム印等は不可）。

【4 添付書類について】

Q4-1. (1) ②外景及び内景の写真とは、具体的にどのようなものですか？

- A. 外景は、社名や店舗名が確認できる写真で、内景は、客席、厨房等が確認できる写真です。なお、1枚に収まらない場合は複数枚になっても構いません。

Q4-2. (1) ②店舗や事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真は、現像する必要がありますか？

- A. 必ずしも現像する必要はありませんが、コピー用紙等に印刷し提出いただく必要があります。

Q4-3. (1) ③申請する店舗ごとに必要な許可等を取得していることがわかる書類とはどのようなものですか？

- A. 店舗に掲示されている、時短営業期間中（令和3年8月20日（金）～9月12日（日））に有効な、食品衛生法に基づく営業許可証の写しや記載文面がわかるように撮影された写真を提出してください。

風俗営業法に基づく許可も受けている店舗の場合は、風俗営業許可証の写しも併せて提出が必要です。

Q 4 - 4. (1) ④本人確認書類として住民票を添付したいのですが、発行日などに留意点はありますか？

A. 発行から6カ月以内の住民票（原本）を添付してください。

Q 4 - 5. (1) ④本人確認書類の添付は1点でよいですか？

A. 下記の(1)～(3)をお持ちの場合は、いずれか1点を添付してください。

- (1) 運転免許証の写し（裏面記載がある場合は、裏面も写しを添付。）
- (2) パスポートの写し（顔写真記載と所持人記入欄のページの写し。）
- (3) マイナンバーカードの写し（表面の写しを添付。マイナンバーの記載がある裏面の写しは不要）

(1)～(3)がない場合、次のア及びイの写しからそれぞれ1点（計2点）の添付が必要です。

ア 健康保険証、介護保険証、年金手帳

イ 住民票、公共料金（電気・水道）の領収書、国税・地方税の領収書

例：ア健康保険証の写し＋ イ住民票の写し

ア年金手帳の写し＋ イ電気料金の領収書の写しなど

Q 4 - 6. (2) 店舗の飲食店部門の売上高（税抜）がわかる書類とは具体的にどのようなものですか？

A. 例えば、月次の売上帳簿や仕入帳簿、現金出納帳、商品有高帳等など、営業活動を行っていることが客観的に分かるものが考えられます。

なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を書類確認したうえで、判断させていただきます。

Q 4 - 7. (3) 営業時間の時短要請に応じた状況がわかる書類とはどのようなものですか？

- A. 今回の時短要請に応じて、令和3年8月20日（金）から9月12日（日）の全期間、営業時間を短縮・休業したことがわかる自社ホームページ画面の写しや店頭に掲示した告知チラシやポスター等の写真や、その掲示している外観写真等が考えられます。
- ※提出される書類は、時短営業する店舗等の名称や状況（時短営業の期間、営業時間の変更）が第三者から見て明らかにわかるようにしてください。
- ※複数の店舗分をお持ちの場合、どの店舗が時短営業を実施しているのかがわかる書類を用意してください。

Q 4 - 8. (4) 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

- A. 金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページの写しをコピーいただき、様式5に貼り付けて提出してください。

Q 4 - 9. (4) 当座預金を使用しており、通帳がない場合、どのような資料を添付すればよいですか？

- A. 金融機関から発行される当座勘定照合表など、振込先情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義）のわかる書類の写しを添付ください。

【5 その他】

Q 5 - 1. 協力金（第3次）で提出が求められている書類と、前回協力金を申請した際に提出した書類で同一のものがある場合、前回提出済の書類については、今回の提出は不要ですか？

- A. 迅速に審査を行う観点から、前回提出済の書類についても再度ご提出ください。
- ただし、一部早期支給の申請において提出済の書類については、省略できました（食品衛生法に基づく営業許可証、本人確認書類、振込先口座書類等）。

Q5-2. 申請書チェックリストは提出が必要ですか？

A. 必ず提出してください。

Q5-3. 協力金の支給を受けた場合、課税対象になりますか？

A. 協力金については、事業所得に区分されるものであるため、課税対象です。

ただし、協力金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じない場合もあります。